

【令和3年度予算】地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

若狭町

消費税(国・地方)の引き上げに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度若狭町一般会計当初予算における社会保障施策関連経費への充当状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 179,000 千円 (総額 326,000千円)

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 1,567,721 千円

(単位:千円)

事業区分		令和3年度 当初予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
社会福祉	障害者福祉(障害者介護給付費事業等)	493,084	332,586		3,000	157,498	42,803
	母子福祉(母子家庭等医療費助成事業等)	4,853	2,215			2,638	
	高齢者福祉(老人保護措置事業)	4,243			525	3,718	
	児童福祉(児童手当事業等)	246,583	189,971		180	56,432	
社会保険	国民健康保険事業(繰出金)	110,545	48,833			61,712	109,752
	後期高齢者医療事業(繰出金等)	230,852	31,071			199,781	
	介護保険事業(繰出金)	312,257	8,910			303,347	
保健衛生	医療施策(公衆衛生事業等)	104,845	114			104,731	26,445
	疾病予防対策(予防接種事業等)	35,783	1,664		16,000	18,119	
	健康増進対策(成人保健事業等)	24,676	4,002		7,426	13,248	
合計		1,567,721	619,366	0	27,131	921,224	179,000

※各事業に要する一般財源比率に応じて、地方消費税交付金(社会保障財源化分)を按分して充当しています。